

(別表)

根拠条項	関係条項	処 分 事 由	処分ランク	標準的な処分内容
77 の 35②一	6 の 2④	適合しない旨の通知書等の交付義務違反 (※1)	D	業務停止命令 1 月
	6 の 2⑤	特定行政庁への報告義務違反 (※1)	D	業務停止命令 1 月
	7 の 2③	完了検査引受証の交付等義務違反 (※2)	D	業務停止命令 1 月
	7 の 2④	完了検査の期限内履行義務違反 (※2)	D	業務停止命令 1 月
	7 の 2⑤	検査済証の交付義務違反 (※2)	D	業務停止命令 1 月
	7 の 2⑥	完了検査結果の報告義務違反 (※2)	D	業務停止命令 1 月
	7 の 4②	中間検査引受証の交付義務違反 (※3)	D	業務停止命令 1 月
	7 の 4③	中間検査合格証の交付義務違反 (※3)	D	業務停止命令 1 月
	7 の 4⑥	中間検査結果の報告義務違反 (※3)	D	業務停止命令 1 月
	7 の 6③	仮使用認定の報告義務違反 (※2)	D	業務停止命令 1 月
	18 の 3③	確認審査等に関する指針によらない確認審査 (「77 の 35②五その他③」に係るものを除く。)	D	業務停止命令 1 月
	77 の 21②	名称等の変更の届出義務違反	D	業務停止命令 1 月
	77 の 22①	無認可による業務区域の増加	C	業務停止命令 3 月
	77 の 22②	業務区域の減少の届出義務違反	D	業務停止命令 1 月
	77 の 24①	確認検査員以外の者による確認検査の実施	C	業務停止命令 3 月
	77 の 24②	確認検査員の建築基準適合性判定資格者からの 選任義務違反	C	業務停止命令 3 月
	77 の 24③	確認検査員の選任又は解任の届出義務違反	D	業務停止命令 1 月
	77 の 26	確認検査義務違反	C	業務停止命令 3 月
	77 の 28	指定区分等の掲示義務違反	D	業務停止命令 1 月
	77 の 29	帳簿の備付け・書類保存義務違反	D	業務停止命令 1 月
77 の 29 の 2	業務実績等の書類の備置き、閲覧義務違反、虚偽 記入	D	業務停止命令 1 月	
77 の 34①	確認検査の業務の休廃止の届出義務違反	D	業務停止命令 1 月	
77 の 35②二	77 の 27①	①秘密保持義務違反	B	業務停止命令 6 月
		②法第 93 条第 1 項の消防長等の同意を得ない建 築確認	C	業務停止命令 3 月
		③法第 93 条第 4 項の消防長等への通知義務違反	C	業務停止命令 3 月
		④法第 93 条第 5 項の保健所長への通知義務違反	C	業務停止命令 3 月
		⑤その他確認検査業務規定によらない確認検査	C	業務停止命令 3 月
77 の 35②三	77 の 24④	役員等構成の基準不適合に伴う確認検査員解任 命令に違反	A	取消し
	77 の 27③	確認検査業務規定の変更命令違反	A	取消し
	77 の 30①	監督命令違反	A	取消し
77 の 35②四	77 の 20 一	確認検査員の必要人数基準への不適合	C	業務停止命令 3 月
	77 の 20 二	確認検査業務の実施計画に係る基準への不適合	C	業務停止命令 3 月
	77 の 20 三	有する財産の評価額の経理的基礎に係る基準へ の不適合	C	業務停止命令 3 月

77の35②四	77の20四	その他経理的基礎に係る基準への不適合	C	業務停止命令3月
	77の20五	①制限業種を兼任する確認検査員の選任	B	業務停止命令6月
		②代表者又は担当役員が関係する個人、企業、団体等が設計、工事監理、施工等を行う建築物に係る確認検査員の実施	B	業務停止命令6月
		③確認検査員又は補助員による、その者が関係する個人、企業、団体等が設計、工事管理、施工等を行う建築物又は構造計算適合性判定を行う建築物に係る確認検査への従事	B	業務停止命令6月
		④業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれのある株主等の構成査への従事	B	業務停止命令6月
	77の20六	機関の親会社等である指定構造計算適合性判定機関の行った構造計算適合判定の申請に係る建築物の計画についての建築確認の実施	B	業務停止命令6月
	77の20七	機関としての制限業種の実施	A	取消し
77の20八	確認検査の業務を行うにつき十分な適確性を有していない	C	業務停止命令3月	
77の35②五	77の31①	①確認検査の業務に関し必要な報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき	C	業務停止命令3月
		②確認検査の業務の状況等の検査を拒み、妨げ又は忌避したとき	C	業務停止命令3月
		③確認検査の業務の状況等の質問に対して答弁せず、又は虚偽の答弁をしたとき	C	業務停止命令3月
	77の31②	①確認検査の業務の状況等の検査を拒み、妨げ又は忌避したとき	C	業務停止命令3月
		②確認検査の業務の状況等の質問に対して答弁せず、又は虚偽の答弁をしたとき	C	業務停止命令3月
	77の35②本文	業務停止命令違反	A	取消し
	その他	①法第6条の2第6項の規定に基づく確認済証の失効又は法第7条の6第4項の規定に基づく仮使用認定の失効	A～E	取消し若しくは業務停止命令又は監督命令
		②法第6条の2若しくは法第7条の6の規定に基づく特定行政庁への報告又は法第7条の2若しくは法第7条の4の規定に基づく特定行政庁への報告若しくは通知の内容の誤り	D	業務停止命令1月
		③法第6条の2第1項の確認、法第7条の2第1項若しくは法第7条の4第1項の検査又は法第7条の6第1項第2号の仮使用の認定における著しく不適切な判断	A～E	取消し若しくは業務停止命令又は監督命令
		④その他確認検査の業務に関する著しく不適当な行為	C	業務停止命令3月
77の35②六	77の19等	不正な手段により指定を受けたとき	A	取消し

(注1)「根拠条項」及び「関係条項」欄について、例えば「77の35②一」は「法第77条の35第2項第1号」の意である。

(注2)「処分事由」欄の「(※1)」、「(※2)」及び「(※3)」は次のとおりである。

(※1)：法第87条第1項、第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。

(※2)：法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。

(※3)：法第87条の4又は第88条第1項において準用する場合を含む。

(注3) 処分ランク欄について、A～Eは次の処分をいう。

処分ランク A・・・取消し

処分ランク B・・・業務停止6月

処分ランク C・・・業務停止3月

処分ランク D・・・業務停止1月

処分ランク E・・・監督命令